

令和6年度 一般社団法人全国治水砂防協会 広島県支部会議次第

日 時：令和6年11月14日(木) 12時15分～13時00分

場 所：砂防会館別館 A2階 特別会議室（東京都千代田区平河町 2-7-4）

1 開 会

2 支 部 長 挨 拶 広島県支部長（尾道市長） 平谷 祐宏

3 広 島 県 挨 拶 土木建築局長 上田 隆博

4 議 事

(1) 提案書の決議 岩田事務局長

(2) 提案活動の進め方について 事務局

5 話 題 提 供 平田砂防課長

6 閉 会

●主な土砂災害ハード対策の整備

再度災害防止対策・事前防災対策の完了箇所

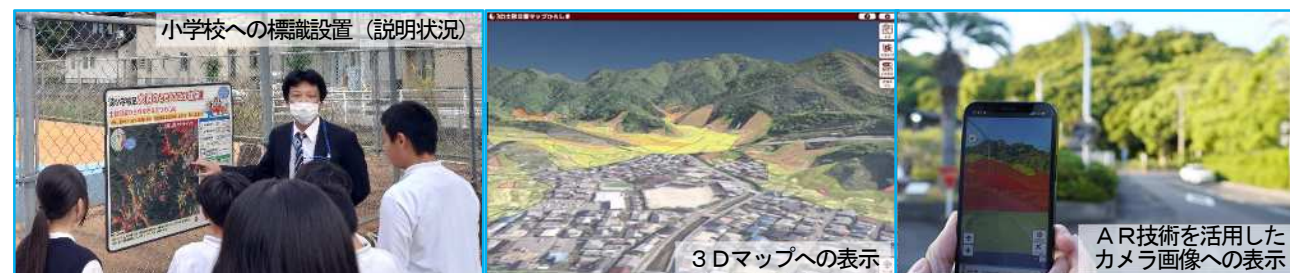


安全・安心の確保に向けた土砂災害対策の整備状況



●土砂災害ソフト対策の推進

土砂災害警戒区域等の土砂災害リスク情報のきめ細やかな提供



警戒避難等に係る防災教育・土砂災害リスクの普及啓発活動



様

提 案 書

砂防関係事業は、国土を保全し、土石流・がけ崩れなどの土砂災害から県民の生命・財産を守り、安全で快適な地域づくりを行うためには必須の事業であり、実際に砂防堰堤が土石流を捕捉し、被害の発生を抑止した事例が毎年確認されています。

特に、近年は地球温暖化によるとされる猛烈な集中豪雨に伴う同時多発的な土砂災害や土砂・洪水氾濫による広域かつ大規模な被害の発生、切迫する大地震による激甚な土砂災害の発生も懸念されており、その必要性が更に増しているところであります。

本県では、平成30年7月の豪雨災害により、関連死を含め150名を超える尊い人命が失われ、住宅被害も全壊・半壊を合わせて4,800戸以上、全国における年間の発生件数（約1,000件/年）を上回る1,242件の土砂災害が発生する等、甚大な被害が発生いたしました。

そのほか、近年においても、度々豪雨災害が発生しており、土石流やがけ崩れ等の甚大な被害を及ぼす土砂災害が後を絶ちません。

このような中で、地域における防災力の向上は、県民一人ひとりの共通の願いであります。

このような願いを込めて、さらなる砂防関係事業の積極的推進について、次のとおり提案・要望いたします。

格段の御高配をお願いいたします。

令和6年11月14日

一般社団法人 全国治水砂防協会 広島県支部

支部長 尾道市長 平谷 祐宏

砂防関係事業の積極的推進について

本県は、風化が進んだ花崗岩等の地質が広く分布していることに加え、山地・丘陵地が県土の約8割を占め、山間地や都市山麓に多くの住宅が立地していることから、土石流・がけ崩れ等の土砂災害のおそれのある箇所は約4万8千箇所と全国最多となっています。

平成30年7月の豪雨災害をはじめ、近年では、平成22年7月の本県北部を中心とした豪雨災害、平成26年8月の広島市における豪雨災害、平成28年6月の本県東部を中心とした豪雨災害、更には令和3年7月及び8月の豪雨災害など、激甚な土砂災害が頻発していることに加えて、土砂・洪水氾濫による広域かつ大規模な被害も発生しています。

また、本年1月に発生した能登半島地震では、斜面崩壊により多くの犠牲者が出たほか、道路やライフラインの寸断も多く発生しています。更に本年8月に発生した宮崎県日向灘を震源とする地震では、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、本県においても大規模地震に伴う斜面崩壊等により、甚大な被害が発生することが懸念されています。

こうした中、本県には、「急傾斜地法」、「土砂災害防止法」を制定する契機となる災害が発生するなど、大きな土砂災害を繰り返し受けてきた歴史があり、土砂災害対策の推進は、まさに県民共通の課題であります。

このため、本県においては、被災地における砂防堰堤等の再度災害防止対策や事前防災対策の計画的整備を推進するとともに、AI技術を活用し抽出した土砂災害警戒区域等の見直しや県民の適切な避難行動を促す防災情報の提供など、ハード・ソフトの両面にわたる総合的な土砂災害対策の推進に積極的に取り組んでいるところです。

更には、長期的に土砂災害に強いまちづくりを推進していくため、立地適正化計画の策定・改訂や逆線引きに順次着手し、土砂災害リスクが高い地域から安全性の高い地域への居住誘導を促進しています。

これらの諸施策を推進し、更なる県土の強靱化を図っていくためには、財政状況が厳しい中においても、将来に渡り公共事業予算及び施策の実施体制を安定的に確保する必要があります。

ついては、令和7年度予算の編成に当たり、「安全・安心な暮らしづくり」の実現に向けた予算措置となりますよう、前述のとおり土砂災害警戒区域の箇所数が全国一多い本県の市長、町長共通の願いを込め、次の事項について、提案いたします。

記

- 1 住民の生命・財産や生活環境を守る砂防関係事業は最優先課題として位置付け、施設整備や警戒避難体制の強化等に係る令和7年度砂防関係予算の総額を確保すること。
特に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の計画的かつ着実な推進に加え、5か年対策後も切れ目なく、継続・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な事業規模を別枠で確保すること。
また、施設の老朽化対策や維持管理を推進するための財政措置を行うこと。
- 2 再度災害防止対策のため、直轄特定緊急砂防事業等の推進に特段に配慮するとともに、頻発する集中豪雨や切迫する大地震への事前防災対策に対する所要額の確保、ライフライン施設を保全対象とする新たな制度創設等採択基準の拡充、補助率引上げによる財政支援等を行うこと。
また、土石流を捕捉した砂防堰堤の機能復旧に必要な除石を迅速かつ確実に実施するため、災害復旧関係事業等の制度の拡充を行うこと。
- 3 複雑で複合的な災害事象である土砂・洪水氾濫の対策には、高度な技術力や大規模な施設整備を要することから、国の直轄砂防事業による対応を検討すること。
- 4 斜面に市街地が形成されている都市等にあつては、人工がけを含めた斜面の維持管理が困難な状況にあり、防災とまちづくり両面の観点から、老朽化した人工がけの対策にかかる支援制度の創設や採択基準の拡充等を行うこと。
- 5 近年激甚化する豪雨災害を踏まえ、土石流、がけ崩れ、地すべりの発生予測精度の向上など、市町が行う警戒避難対策に寄与する技術的支援について検討すること。
- 6 住民が適切な避難行動をとることができるよう、土砂災害防止法に基づくハザードマップの活用や防災訓練等による防災意識の向上などソフト施策の充実を図るため、これに要する費用の助成や基準財政需要額への算入などの財政支援を行うこと。
- 7 土砂災害特別警戒区域における住宅等の移転促進を図る制度や区域内の建物補強に係る支援制度及び居住誘導やまちづくりと連動した対策の推進にかかる制度のさらなる拡充について検討すること。
- 8 気候変動による影響を踏まえた有効な土砂災害対策に関する研究体制や大規模災害時などに高い技術力や専門性をもって対応・支援をいただく地方整備局や研究機関、地方大学等における体制の充実・強化を図ること。